

第9節 小児医療体制を充実する

小児救急医療については、少子化が進行する中で、今後のわが国の社会を担う若い生命を守り育てるため、保護者の育児面における安心の確保を図るといった観点から、その体制の整備が急務となっている。

小児救急医療体制の整備については、一般の救急医療の場合と同様に、初期（主として外来医療「かかりつけ医」）、二次（入院が必要な重症患者に対応）、三次（救命救急センター）の体系に沿い、地域ごとの実情に応じた機能分化と連携に配慮した体制の整備を図るとの方針の下、二次医療圏単位で当番制等により小児救急対応が可能な病院を確保する「小児救急医療支援事業」の実施や、二次医療圏単位での体制の構築が困難な地域において、複数の二次医療圏ごとに小児救急患者を受け入れる「小児救急医療拠点病院」の整備、また、救命救急センターにおいて小児の重症救急患者を専門的に管理する「小児救急専門病床確保事業」を創設するなど、全国的な体制の整備に取り組んでいる。

また、小児の急病も含む地域の医療については、保護者の大病院指向や「ぜひ、小児科を専門とする先生に診てほしい」とする専門医指向の強まり等により、多数の軽症者を含む小児患者が夜間、病院へ集中し、これに伴い病院勤務の小児科医への負担が増大するなど、様々な問題が生じている。しかしながら、政府としては、

まずは地域に密着した第一線の機関であるかかりつけ医によって包括的な対応が図られることが適当であるという観点から、乳幼児の保護者等に対し、小児科医師による急病時の対応方法等についての講習会の実施や、ガイドブックの作成・配布を行う「小児救急医療啓発事業」の創設、全国共通番号（#8000）で保護者が夜間等に安心して小児救急医療に関する相談ができる窓口を設ける「小児救急電話相談事業」の実施や、地域の内科医等が積極的に小児救急医療に従事できるよう小児救急に関する研修を行う「小児救急地域医師研修事業」の実施、

小児科医以外の医師がITを活用して小児救急患者の病理画像等を小児科専門医の所在する医療機関に伝送し、診療支援を受ける遠隔医療システムの導入の支援、小児科医と小児科医以外の医師が共同作成した小児初期救急診療ガイドブックを小児科医以外の医師に対して普及させるなど、地域の小児救急医療体制の整備を推進している。

さらに、小児医療については、近年の累次の診療報酬改定において重点的な評価が行われているところであり、全体としてはマイナス改定であった2006（平成18）年度診療報酬改定においても、小児入院医療の評価や夜間・休日の小児救急医療体制の評価を充実させるなどの措置を講じたところである。

第10節 子どもの健康を支援する

母子保健分野の国民運動である「健やか親子21」について、計画の中間年である2005（平成17）年に行われる中間評価や食を通じた妊産婦の健康支援方策など、そのさらなる推進に向け、「健やか親子21」推進検討会（2005年2月から開催）において検討を行ったところである。多くの点で改善もしくは改善傾向にあった一方、

未解決の課題や新たに取り組むべき課題も明らかになった。今後5年間の重点的取組としては、「食育」の推進、小児の事故防止をはじめとする安全な子育て環境の確保、思春期の性感染症罹患の防止などがあげられた。